

「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告（素案）」に関する意見募集の結果について

「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告（素案）」について、11月25日から12月14日までの20日間、任意の意見公募を行いました。

電子メール・郵便・ファックスを通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、合計1372件の御意見をいただきました。

なお、とりまとめの都合上、内容により適宜集約させていただいております。

【頂戴した御意見の内訳】

- ・ 電子メール 1303 件
- ・ 郵便 11 件
- ・ FAX 58 件

主としてインクルーシブ教育システムに関連したご意見

	小カテゴリー	ご意見
1		一人一人の子どもの発達を保障するという観点から、「その子にとって必要な学びの場を検討すること」が大切。その場合、「障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶことを追求する」ことのみが相応しいわけではない。学習内容や学級定員の見直しなど、通常学級の教育内容・教育環境の見直し・改善を行わないまま、「同じ場で学ぶこと」を追求することは、通常学級で生活・学習が困難な子どもを増やすだけである。
2		障害のある子どもとない子どもの学習課題や発達課題は異なる。「一人一人の発達を保障する」為には支援学級、支援学校を増設し、教員を増やすことが必要。
3		インクルーシブ教育システムの構築について進めていくことには同意できます。しかし、「可能な限り同じ場で」学ぶことを第1に掲げるのは適切とは思えない。特別支援教室や特別支援学級、特別支援学校で学ぶことが必要な子どもたちは大勢いることも踏まえ、「同じ場」＝「通常学級」と一律に考えることには反対である。
4		特別支援学級をなくすのではなく、通級も特別支援学級も特別支援学校も充実させていく必要がある。
5		日本政府は、漸進的に「特別支援学校・支援学級」を無くし、並行して、全ての学校・学級においてバリアフリー化を実施することが必要である。
6		インクルーシブ教育のモデルケースなどの成功例を現場に周知すべき。
7		義務教育は障害の有無に関係なく地域の学校に通う。特別支援学校の小中学部を廃止すること。高等部は特別支援学校、普通高校での通級等、選択肢を増やすこと。
8		「障害のある子ども」と繰り返し述べられているが、障害を強調することで、いわゆる発達障害のグレーゾーンであったり、知的障害の境界域の子どもたち、またなんらかの形で特別な支援を必要とする子どもたちにさらに支援が届きにくくなる。障害があってもなくても必要な支援が受けられ、望む場所で教育を受けられることがインクルーシブであり、幅広い層が支援を受けられるような提言をしてほしい。
9		ひとりひとりの教育ニーズを明確にするためにも、子ども一人につき1冊の本のようなものがあるとよい。0歳から12歳までの育ちを一元化して、必要な時にアクセスできるようにしてほしい。
10		P 2、1つめの○ 社会モデルの考え方を反映させるため、当該○の「生活や学習上の困難を改善又は克服するため」に続き「障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶための環境整備を含め」（P 2、2つめの○にある記述部分）という趣旨の文言を加筆すべき。
11		令和2年11月16日開催の「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議（第12回）」で配布された熊谷委員提出の意見書にあるように、「障害の状態」ごとに、「可能な限り障害のある児童生徒等が障害のない児童生徒等と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、必要な施策」（平成 25 年 756 号通知「基本的な考え方」より）を行っている好事例集を作成し、障害者権利条約に基づいたインクルーシブ教育の見通しに不安を持つ親へ現実的な情報提供を行うべきである。
12		「共に教育を受けられる条件整備」とありますが、ともに教育を受けるのに条件を整備するのは差別に値すると考えます。障害者権利条約第24条に「一般的教育制度から排除されない」「他の者との平等を基礎として、自己の生活する地域社会において、障害者を包容し、」とあるように、障害者はともに教育を受ける権利を有しています。 ①の記載を「障害のある子供と障害のない子供が共に教育を受けられる環境整備」等に修正してください。

13		<p>◆（我が国の特別支援教育に関する考え方）の最初の○（p2）</p> <p>・インクルーシブ教育の実現を目指す障害者権利条約を批准した国として新しい時代の特別支援教育を示すために、障害の社会モデルの理念を明確に反映させるべきです。「生活や学習上の困難を改善又は克服するため」のあとに、「可能な限り障害のある子どもと障害のない子どもが同じ場でともに学ぶ環境の整備もふくめ」（これはP2の二つ目の○の文言を使ったもの）という趣旨の文言を加筆すべきです。</p>
14		<p>インクルーシブ教育の中心である、通常学級での学びの充実について書かれていない。学校現場ではすでにインクルーシブ教育の実現を目指して取り組んでいるところがある。にもかかわらず、この有識者会議の「検討中」という認識は実態把握さえしていないといえる。実践している学校現場の具体例を集め全国の学校現場に取り組みを広げていくための有識者会議報告にすることが望まれる。</p>
15		<p>障害者権利条約の初回審査、さらにはその次の審査まで見込んだものであることが必要であり、障害者権利条約・24条が要請する原則インクルーシブな教育制度への転換を記すべき。</p>
16		<p>乳幼児検診等での障害の早期発見については、障害を理由に子どもを分け、「支援」という名で障害がある子ども、ない子どもが共に学び共に育つ場を奪っている実態がある。就学前から分けられ、特別支援学校に通うため、地域の同級生やおとながその子どもを知らない、いなくなっても探せなかったという報道もあった。学校間だけの連携や障害の状況についての情報交換でなく、一人ひとりの子どもが、学校を卒業した後も地域のなかで共に生きていくという視点にたった制度を求める。</p>
17		<p>障害者権利条約におけるNothing about us without us（私たち抜きに私たちのことを決めるな）の考えについては、たとえ子供であっても大事にしていくべき。また、子どもの権利条約の第12条13条を考えたときにも、子ども自身が参加し、自分の意見や考えを伝え、また相手の意見や考えを知る権利がある。子供であっても、主体はあくまで本人なので本人を交えて様々な可能性や選択肢があることを知る機会を作してほしい。子どもの権利条約や障害者権利条約などの考えを大事にして頂きたい。</p>
18		<p>普通学級で通級による指導を受けていない障害のある児童生徒の実態についてまったく触れられていない。通級による指導を受けていなくても、普通学級の中での特別支援教育が受けられることを明示すべき。</p>
19	障害種	<p>特別支援学校が対象とする障害種別に、いわゆる発達障害の子どもたちも加える必要がある。</p>
20	特別支援教室構想	<p>特別支援教室構想が、前回と同様頓挫すれば、学籍の一元化へむけた動きが今後、当分の間ストップしてしまう危険があるほか、教員配置の差別を解決する機会を逃すことにもなりうる。「引き続き検討」ではなく、具体的な取組を進めてほしい。その際、学籍の一元化にむけての具体的な改革、少人数学級化を進めるべき。</p>
21		<p>特別支援教室構想によって特別支援学級というホームグラウンドがなくなることは、不登校を助長しかねない。特別支援学級を増やすべき。</p>
22		<p>特別支援学級をなくして「通級による指導」に一本化する「特別支援教室構想」には賛同できない。特別支援学級を必要としている児童生徒は多くいるため、特別支援学級をなくすのではなく、通級も特別支援学級も特別支援学校も充実させていく必要がある。</p>

主として就学相談や教育支援資料に関連したご意見

	小カテゴリー	ご意見
1	就学相談に関する こと	②p2（我が国の特別支援教育に関する考え方） 四つ目の○の5行目 以下のように変更すべきである。 「…学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとした。」 ↓ 「…学校や地域の状況等を踏まえ、本人・保護者の意向を最大限尊重して就学先を決定する仕組みとした。」
2	①就学前の検診 について	3歳児未満児への相談・支援に対応できる教員加配などの人的対応策を標準法に位置づける必要がある。また、3歳児未満を教育の対象とする学校教育法の改正も視野に入れて検討が必要。
3		5歳児検診の全国実施をすべき。小学校で行う就学時健康診断で発達障害等が疑われるケースは、年々増えている。幼稚園・保育園での発見で医療や療育につながっているお子さんはよいが、全くそのような意識のない保護者が増えている。この時点で問題が見つかったも、その後療育につなげることが難しく、また不適切な養育の場合も散見される。そのための財源確保もお願いしたい。
4	②就学相談・ガイダンス	「市区町村教育委員会における就学手続きにおいて、よりきめ細かな就学相談を実施することが重要」とあるが、就学相談を受けたくても、順番待ちで半年も後になってしまう状況がある。早期に療育センター等の人員増や施設の充実が必要である。
5		「就学相談担当者等の専門性向上を図」り、進学指導の場での正確な情報提供を徹底してほしい。中学校特別支援学級から高等部ではなく、高校への進学ができることなど、多様な進路選択をも考慮した指導が必要
6		就学支援委員会が、就学の振り分けになっている。就学先の決定にあたり、学校と保護者が協議し、「適切な時期」に就学先を決定していくことが大切であると考えます。必ずしも入学時に判断する必要はなく、入学後の様子を見てから判断する場合もあってよいのではないかと
7		支援を要する児童をもつ保護者が小学校に入学するにあたり、何を望んでいるのか、我が子にどうなってほしいのかということ、就学前にしっかりヒアリングを行うべきである。そうした、機関が充実しておらず、保護者にとっても判断材料がない。しっかりと話し合いの場を設け、地域の学校に行くのか、特別支援学校に行くのか選択する機会をもつべき。
8	③就学の判断	本人・保護者が希望しても地域の普通学級への就学がかなわない実態がある。本人・保護者の意向を尊重しなければならないことを、各市町村教育委員会に周知徹底し、就学後も転学が可能なことを周知する必要がある
9		「関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実」をうたうならば、就学先を決定する際、専門家意見聴取については、教育学、医学、心理学等の専門的見地からの意見に加えて「社会福祉の専門職の意見」も加えるべき。
10		P4について、面識もない専門家が当事者や保護者不在の中で意見をさしはさむことは問題であり、障害者の自立や自己決定及び個人情報保護の観点から考えても不適切。学びの場の検討や就学先の決定について、専門家と当事者及び保護者及び教育委員会同席のもと、合議での検討及び決定すべき。また、学びの場の検討に留まらず当事者の就学先に合わせた事前の具体的な支援の方法や合理的配慮なども合わせて検討するようにすべき。
11	④教育支援資料の改訂	どの学校に行くかは本人と保護者の意向を尊重すべきで、共にという視点を市町村教育委員会が持つような指針を出してほしい。
12		「教育支援資料の内容を充実」させることで、市町村による就学先決定基準の差異が少なくなることを期待したい。

13	P 5 の書きぶりについて 1 項目目についての指摘	<p>例えばの列記の 1 番目に、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害の種別程度に関係なく地域の小学校への就学ができることを明確にするために、既に一部の市町村で行われているよう、「就学対象のすべての児童に対して、地域の小学校への就学通知を发出する」こと <p>という項目を追加すること。</p> <p>(理由)</p> <p>いまだに障害の程度を主な理由として支援学校が適当という判断を下す市町村が多くある。すべての児童生徒は地域に位置づることが基本であり、「障害のある児童生徒が障害のない児童生徒と共に教育を受けられる」ことを明確に示すために、まず就学通知を发出する方策を推し進めるべきである。</p>
14	2 項目目についての指摘	<p>都道府県教育委員会や特別支援学校が市町村教育委員会等に対して専門的助言等を行うこと」が案として出されているが、「中立性」という点で疑問である。また、狭い意味での学校教育だけでなく、卒業後のどうやって社会で生きて行くかといったことも含めて、大人の障害者も参加したような独立した助言機関が必要である。その点から、「必要に応じ、都道府県教育委員会や特別支援学校が市区町村教育委員会等の求めに応じた専門的助言等を行うこと」との文言を削除すること。</p> <p>または、狭い「専門的助言」等のみの項目にせず、「当事者も交えた相談機関等の設置」も含め、社会モデルの視点を踏まえた、幅広い助言を受けられるよう、記述を改めるべき。</p>
15	3 項目目についての指摘	<p>○ 特別支援学級及び通級による指導の対象となる児童生徒の障害の程度等をより具体的な形で分かりやすく示すとともに、障害の程度等を参考に特別の教育課程を検討する際の視点を解説すること。</p> <p>の項目を削除すること。</p> <p>(理由)</p> <p>障害の程度により、支援学級籍等が決められることは、医学モデルの考え方であり、障害者権利条約の見地から認められるものではない。</p>
16	4 項目目についての指摘	<p>「法律の専門家等の参加も考えられる」とある。単に「法律」とあるが、保護者がしっかりと判断するには、さまざまな方面からの見解を提供することが重要になる。「権利条約」や「差別解消法」などに精通する法律の専門家なども含めるべきであるし、「調整」の際には、保護者が選択できる複数の案を示すことが必要である。</p>
17		<p>障害当事者の意見を参考とすることも考えられる。→障害当事者の意見を参考とすることも重要である。</p> <p>と変更したほうが良いと思います。</p> <p>当事者の意見は、採用する、しないに関わらず、必ずヒアリングすることが、障害当事者の人権を守るために重要だと思います。</p>
18		<p>教育支援委員会や調整の場の関係者に、障害当事者や障害者権利条約・障害者差別解消法などに精通する法律の専門家を入れ、保護者が法律の専門家に相談できる体制を整える必要がある。</p>
19	5 項目目についての指摘	<p>「特別支援学級において指導を受ける時間が一定の時間に満たない者について通級による指導の対象とすることを検討することもありうること」については、地域の実情を勘案すべき。</p>

20		「特別支援学級において指導を受ける時間が一定の時間に満たないものについて通級の指導の対象とすることを検討することもあり得ること」について、インクルーシブの取組を実践している現場に大きな混乱を招くおそれがあるため、削除すべき。
21		「特別支援学級において指導を受ける時間が一定の時間に満たない場合」と記されているが、「特別支援学級という場で、一定時間以上過ごさなければならない」といった誤解が広がることになる。一律に線を引かれるならば、現場は硬直化して多様な実践は難しくなる。その点から、「特別支援学級において指導を受ける時間が一定の時間に満たない場合」との文言の削除が必要である。
22	その他	「教育支援資料の内容を充実する」内容として、「障害の有無に関わらず、全ての子どもに対して、その住む地域の小学校・中学校への就学通知を出し、本人・保護者の希望により特別支援学校も選べる」といった就学決定を行なっている先進的な自治体の好事例を紹介することを追記。
23		検討を尽くしても、保護者と教育委員会の判断が一致しない場合は、できる限り保護者の要望を受け入れていただきたいと考えますが、そのことが入学後に児童に過剰な負担を強いることが考えられる場合は、児童に関わってきた関係機関の意見をもとに、教育委員会が判断し、決定理由を文書にて通知していただくこととし、これに不服の場合には保護者が不服の申し立てを行うことができることとし、この申し立てが行われた場合は、発達障害者支援センターなど、専門機関が仲介に入り、最終的な決定を行うような方法も検討していただくとよい。
24		II. 障害のある子供の学びの場の整備・連携強化 P 7 (1) 2. 小中学校における障害のある子供の学びの充実 特別支援学級等の環境整備等が書かれていますが、特別支援学級の増加は、想定を超えています。専門性のある教員等の確保も含め、対応できない学校も出てきており、至急の対応が求められます。
25		学校教育法施行令第22条の3に示されている「知的障害者」でない者の教育の在り方について考えていく必要があり、中学校の特別支援学級のうち、特別支援学校高等部受験の対象とならない生徒（境界域にある生徒、ボーダーラインにある生徒）の受け入れについて、発達障害がある生徒の受け入れや指導の充実の問題と併せて今後の制度上の整備が必要。
26		特別支援教育について、就学指導の際に教育委員会の意見や、管理職の意見も聞きつつ、保護者や専門家の意見を尊重していく流れになってきているが、当の管理職らに、特別支援教育についての知識や理解がないことが多い。そうなると、現場の担任は、保護者との板挟みになりがちである。今から経験が多いの教員に対して新しい価値観を伝えていくのは難しいが、初任研等で、特別支援教育を学べるような仕組みが欲しい。
27		在籍学級変更の手続きの煩雑さが課題。年度の途中でも、支援学級での個別指導を気軽に利用できるよう、事務的手続きをスムーズに行える仕組みにすることが必要。

主として交流及び共同学習や副次的な籍に関連したご意見

	小カテゴリー	ご意見
1	交流及び共同学習	p 6 について、「学びの連続性」を「特別支援教育」が掲げる以上、「障害児学級の子どもと普通学級の子どもが共に学ぶことを充実させる」という方向性はよいと考える。が、最後の「なお」書き以降は、当然のことであるため削除してもよいのではないか。
2		p 6 について、「学級活動や給食等については原則共に行う」とされているが、特別支援学級には、特別支援学級での学級集団での学校生活が大事な子どもたちがいる。通常学級での活動は、通常学級の集団のルールに従わなくてはならず、40人もの子どもたちがいる中で、個人の事情への配慮が十分になされるかは分からない。こうしたことも踏まえ、特別支援学級の子どもたちが安心して素の自分を出し、対等な友だち関係を築き自己肯定感を育み成長するためには、特別支援学級での（給食を含め）学級活動こそ大切にしなければいけません。学級活動や給食等を「共に行う」かどうかは、子どもの実態や学校の状況に応じて判断することであり、国が原則を持ち込むべきではない。
3		支援学級と通常学級との交流は、コロナ対策としてほぼなくなっていると聞いた。地域の子供達との交流を求めて入学を希望したが、これでは特別支援学校に通うのと同じである。コロナも先が読めず、いつまでこのような状況が続くのか、不安である。実際に教室に行くことが困難な場合は、ICTを活用した学校内での教室間交流も積極的に行うべき
4		地域の学校との交流をしようにも、通学区域の広さから、十分な交流にならない。地域に根差した特別支援学校の建設や教職員の増員も考えるべき。
5		p 6 について、「学びの連続性」を「特別支援教育」が掲げる以上、「障害児学級の子どもと普通学級の子どもが共に学ぶことを充実させる」という方向性はよいと考える。が、最後の「なお」書き以降は、当然のことであるため削除してもよいのではないか。
6		p 6 について、「学級活動や給食等については原則共に行う」とされているが、特別支援学級には、特別支援学級での学級集団での学校生活が大事な子どもたちがいる。通常学級での活動は、通常学級の集団のルールに従わなくてはならず、40人もの子どもたちがいる中で、個人の事情への配慮が十分になされるかは分からない。こうしたことも踏まえ、特別支援学級の子どもたちが安心して素の自分を出し、対等な友だち関係を築き自己肯定感を育み成長するためには、特別支援学級での（給食を含め）学級活動こそ大切にしなければいけません。学級活動や給食等を「共に行う」かどうかは、子どもの実態や学校の状況に応じて判断することであり、国が原則を持ち込むべきではない。
7		ある県では特別支援学級籍の児童生徒が通常学級で交流するための授業について、週時数の50%以下を基準とする「50%条項」なる制限が存在し、「障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶ取組」を阻害している。文科省の強いイニシアチブで、本報告等を通じてより強いメッセージを各自治体に向けて発信することで、転換の契機となる。「特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習が活発に行われている自治体」の先行事例を本報告の【別添え資料】等の扱いで紹介しつつ、真のインクルーシブ教育に着実に近づく道筋をより具体的に示していただきたい。
8		行事交流など単発の交流から日常の授業の交流へと交流の内容が深められる必要がある。また、交流生徒数が大きく減少する中学校での副籍交流の工夫が求められる。
9	副次的な籍	全ての児童生徒の籍は、居住地の小中学校の「通常の学級」に置き、それぞれの学びの場「特別支援学級」「特別支援学校」に副次的な籍を置くことを検討してほしい。
10		副次的な籍の置き方等について、具体的な流れの例を示してもらえるとありがたい。

11		全ての特別支援学校在籍者には、地元の学校との副籍を行う必要がある。実際に交流を行う場合に「お客さんとして取り扱われる」ことは、その学校に籍がない以上当然である。基盤として、全ての特別支援学校在籍者に対する副籍が重要。
12		副次的籍について、推進主体を明確にしなければ進まない。都道府県立の特別支援学校として、都道府県が音頭をとって軸となり、市町村が呼応する形が良いと思う。国の積極的後押し、予算的裏付けを期待する。
13		副次的な籍については、普通学級と特別支援学級及び特別支援学校で行う共同及び交流学習時に40人をオーバーすることがある現状をふまえ、普通学級の定数の内数とし、何らかの定数の措置を行うことを記述する必要がある。
14		副次的に地域の小学校に籍を置くことも良いが、住み慣れた地域での訪問教育が理想。
15	心のバリアフリー	心のバリアフリーについて、学校で何をすればよいかの具体例があればよい。

主として施設のバリアフリー化に関連したご意見

	小カテゴリー	ご意見
1	施設のバリアフリー化	学校が避難所にもなること、改正バリアフリー法や実態調査の結果などをふまえ、障害のある子が地域の学校を希望した際は、直ちに基礎的環境設備の充実に努めることを記述する必要がある。
2		特別支援学校は、児童生徒の学習や生活の場ですが、災害時は市町村との協定による福祉避難所の役割があったり、地域住民にとっての避難所・避難場所となったりすることから、特別支援学校内の施設の安全性には大きな期待が寄せられています。「特別支援学校施設整備指針」を通して、安全な施設環境を確保することも必要。
3		公立小中学校校舎のバリアフリーの実態調査やバリアフリー化の完了時期について、具体的にスケジュールをせて石足り、数値目標を設定したりすることが必要だと考える。また、障害のある子が地域の学校を希望した際は、速やかに校舎内外のバリアフリー化を行うことを記述し、学校設置者の取組が進むよう、国庫補助事業等で支援していくなど具体策を明示することが必要
4		国交省の令和2年11月20日付『バリアフリー法に基づく基本方針における次期目標について（最終とりまとめ）（概要）』では「公立小学校等については、障害者対応型便所やスロープ、エレベーターの設置等のバリアフリー化の実施」と書かれている。しかし、学校現場では発達障害のある児童生徒の対応に困難をきたすケースが多くみられる。特に音過敏・視覚過敏の児童生徒に対し、建築的なアプローチがもう少し工夫されていればより穏やかな学校生活が送れるのではと感じられることもある。現場に則したバリアフリーを展開してほしい。
5		災害時のみならず、学校は多様な地域住民の受け入れ先となっている。学校のバリアフリー化はすべての小中学校において進められるべき
6		学校のバリアフリー化について、国の負担割合を大きくしてほしい。
7		避難所としての学校であることも踏まえ、計画的に小中学校へのエレベーターや多目的トイレの設置をすすめていくべき
8		学校施設のバリアフリー化については、「公立小中学校等を中心に」ではなく、高等学校を含め、すべての学校を対象としてすすめる必要がある。「障害」のある子が、高等学校へ進学を希望した際、エレベーターやトイレ等施設の不備という面から通学に困難を感じ断念することが危惧される。

主として特別支援学校の総合化に関連したご意見

	小カテゴリー	ご意見
1	特別支援学校の総合化	教師個人の専門性だけでなく、学校の専門性を併せて考える必要がある。現行の障害種別の特別支援学校の専門性の高さや、特定障害種の教員不足、学校の大規模化等の課題も踏まえ、慎重な議論が必要。
2		重複障害のある子供に対する教育環境整備・拡充の必要性は読み取れる一方で、障害のある子どもの「集団性の確保」という観点が抜け落ちている。特別支援学校は、重複障害のある子どもも含め、個に応じた指導・支援を担う場であることはもちろん、同じ特性を持った子ども同士が、学校という環境で共同生活を行い、学び、成長していく場でもある。「特別支援学校の総合化」は、上述の集団確保の機会が失われる危険をはらむことに加え、教員の専門性の担保や、インクルーシブ教育の観点からも望ましいとは言えない。
3		答申では「盲ろう児」という、きわめてレアな事例を挙げて「総合化は必要」とあるが、複数の障害がある子どもは、その他にも多数存在する。知的障害校と肢体不自由校では、重複障害といっても、求められる専門性は全く違うものである。一口に「重度重複障害児」とひとくくりで考えるのではなく、それぞれの障害種別の学校を、設置する必要がある。盲ろう児等のレアなケースは、そのうえでどの種別の学校でメインに対応するのが最適な教育が出来るかを考えればよい問題。

主として特別支援学校の教育環境改善（設置基準や教室不足）に関連したご意見

	小カテゴリー	ご意見
1	指導方法の充実	<p>重度の知的や自閉症、肢体&知的の重度重複にPECS(絵カードのことではなく、コミュニケーションの指導方法のこと)を使用して欲しい。最重度重複のお子さんには絵カードは難しいとか反応の薄さとか難しい問題はあるかもしれないが、視線入力やスイッチを使うにしても、コミュニケーションの指導方法の考え方としては、重度も最重度も同じだと思う。</p>
2		<p>給食の形態の設定がおかしいので、栄養教諭と調理師以外に、接食を専門にしている言語聴覚士や口腔外科医や歯科医等も含めて形態の決定や変更をして欲しい。栄養教諭と調理師だけだと、現場を知らないので問題点がわかりにくい。</p>
3		<p>現場で食事介助に当たる先生もアセスメントができる、最低限のリスクの知識があるよう育成して欲しいです。または出来ないのであれば、出来る人が定期的に見に行くシステムを作って欲しい</p>
4	著作教科書	<p>各学校で教材教具が工夫され、指導にいかされているため、著作教科書ですべての子どもたちの課題に対応することはできず、著作教科書を作成するとしても、その使用を押し付けるべきではない。</p>
5		<p>知的障害者の教科書等については、すべての児童生徒が理解できるよう内容をUD化することも求められるが、障害に特化して作成する場合、利用する児童生徒の年齢に応じ、その人格を尊重するような、装丁・内容等の工夫を行う必要がある。</p>
6		<p>著作教科書（知的障害者用）が著作教科書使用の強要につながらないようにすることが重要。知的障害と行ってもその実態はさまざまであり著作教科書だけで対応できないのは明かである。柔軟な教科書選択を可能とするようにして欲しい。また、知的障害学級においても、学習状況によっては該当の検定教科書も使用できるようにしてほしい。</p>
7	その他	<p>特別支援学級に行っても成績がつくようにして欲しい。</p>

主として特別支援学校の教育環境改善（設置基準や教室不足）に関連したご意見

	小カテゴリー	ご意見
	1 設置基準	特別支援学校の設置基準策定については賛成である。
	2	設置基準策定に際しては、現存する学校で適正規模を満たしていない学校が、そのままの状態で放置されることのないようにすることが重要。現存する学校の環境整備を努力義務とせず、「〇年以内に」等と期限を示して整備を進めるべき。
	3	<ul style="list-style-type: none"> ・適正規模を。150名～200名まで。11月17日の文教科学委員会で、萩生田文科相も必要性を発言されています。ただし、より小さな学校について統合はしない。理由、ただでさえ居住地から遠方に登校している。さらに登校に時間がかかるような統廃合は行わない。 ・かかわって、通学時間が60分を超えない範囲を学区とする。 ・ホームルーム教室不足の改善は当然のこと、特別教室について障害種別に必要な施設設備を整えること。 ・全校児童生徒が一斉に集合できる体育館の広さを確保する。 ・障害によって必要になる個別の器具（姿勢保持椅子など）や教具が収納できるスペースを備える。 ・現存する大規模校の改善を努力事項とせず、年限を定めて学校新設を促すこと。同時に国庫による補助を行うこと。 ・通学時間が1時間を超えるようならば寄宿舎を設置するなどの規定も必要。 ・特別支援学校でも障害種ごとに必要な設置基準を設けることは可能である。 ・基礎的環境整備を設置基準に盛り込むべき。
	4	既存の特別支援学校の教育環境が脆弱であることから、設置基準を策定することでかえって環境の悪化を招く恐れがある。特別支援学校の新設のために、補助率を上げるなど、財政的な支援をお願いします。
	5	新しく作られる設置基準には、安全な設置場所で、できれば障害者の避難所となりえるような場所に立てるよう指示していただきたいです。
	6	公立特別支援学校の設置義務者が都道府県であることを明確にした上で、教室確保の取組についても、都道府県の責任において実施すべきものとしていただきたい。責任主体を明確にすることで、教室不足への対応を加速し、都道府県間・都道府県内の格差を是正することを求める。
	7	特別教室は、学部(中学部、高等部)ごとや、部門(肢体不自由部門と知的障害部門)ごとに整備するなど、既存の学校こそ早急な改善が必要です。経過措置を設けつつ法の適用を求める。
	8 教室不足	現状、教室不足により、図書室等が特別教室の転用として犠牲になっていることが問題である。
	9 その他	障害が重い場合や高等部については島内に養護学校等がない為、親元を離れて他島の養護学校に通うのが現状です。また、高等部に関しては養護学校の分校という形で、島内の高校の敷地に設置してもらい通学できることもありますが、設置してもらっても大変な上、配置される教員は少なく、本校との教育格差は大きい。離島でも充実した支援教育が受けられるようにしてほしい。

主として高等学校段階の特別支援教育に関連したご意見

	小カテゴリー	ご意見
1	連携・引継ぎ	高校の実態の部分について、小中までの連携が途切れやすく、大学への申し送りが不十分である点も記述があると良い。市町村立学校から県立・私立高校へ進学する際、高校の認識不足で渡るべき資料が渡らないことがある。
2		高等学校において、発達障害のある生徒でも保護者が発達障害と認めないケースがあり、中学校から個別の教育支援計画や指導計画等を引継ぎすることができない場合がある。また、高校卒業後の進路先への情報提供に難しさをともなう。保護者が子供を発達障害と認めたくないの理解できるが、それぞれに応じた適切な指導や支援を行うためには、義務教育段階で保護者へ積極的に働きかけ、理解を得ることが必要なのではないか。
3		公立高校では、入学定員の関係で学力検査において著しく検査結果が低く、学習能力に障害があるのではと懸念される生徒も入学している。単純に学習上の問題だけでなく、二次的な問題（人間関係形成等）も生じる可能性が大きく、スクールカウンセラー等と連携をとり慎重に教育活動を展開しているが、どうしても高校側が入学後に改めて本人の抱える困難に応じて支援策を作るといった形になる。中学校で作成している個別の支援計画が引き継がれるべきであるが、高校側が引き継ぐ体制が整っていない場合もある。出願校選定においても保護者は大きな不安を抱えていると思われるので、特別な配慮を要する生徒に関しては特別に保護者が出願前に志望候補の学校と就学相談を可能にしたほうがよい。
4	保護者との連携	生活指導上の問題を抱える生徒の中には、本人が抱える発達障害等に起因する困難のほか、保護者自身も問題を抱えており、学校との連携が円滑に進まない場合がある。児童相談所や福祉事業所等の関係機関と協議して生徒の支援にはあたっているが、学校側が望む支援策にならない場合がある。学校が展開する教育活動は保護者の理解があつてのものであるが、学校側の考えと保護者の意志に隔たりがあつた場合に仲立ちになってくれる機関が必要である。法的な問題もからからむ場合もあるが、適切な判断のもと生徒支援を構築するためにも、学校が相談しやすい支援機関が必要である。
5	大学との連携	高等学校において、発達、軽度知的障害の者に対する進学進路指導の専門的知識が不足していることから、大学の障害学生支援との連携があると良いと思います。
6	特別支援教育就学奨励費	特別支援教育就学奨励費制度について、対象を障害のある高校生にも広げるべき。
7	交流及び共同学習	特別支援学校高等部の入学に関わって、障害のあるなし、障害の重さに関わらず、どの子も居住地域で、通学可能範囲の学校で、学べる環境を整えていかなければならない。少子化が進んでいる現状の中、各地に新しい支援学校をつくるより、全ての普通高校で障害のある生徒を受け入れられる環境を整えていくことの方がより合理的であるとともに、障害者権利条約の理念にも沿ったものとなる。高校教育における共同交流学習の在り方など高校教育での特別支援教育についてのより具体的な記載をお願いしたい。
8	定員内不合格	高校入試において、合理的配慮の提供が進んでいるが、入学定員内であっても不合格の実態があることから、「定員内不合格」の解決にむけて周知・徹底をすることを記載すべき。また、入学者選考や、進級・卒業に関わって障害に配慮しながら本人の学びの努力を評価するという多様な評価方法をすすめるべき。「定数内不合格」の実態を明らかにすることを記述する必要がある。

9	合理的配慮など	<p>高校における合理的配慮は、次の三つの視点から考える必要がある。</p> <p>①高校入学前の合理的配慮、②高校入試における合理的配慮 ③高校入学後の合理的配慮。</p> <p>これら三つが有機的につながることが必要である。</p>
10	高校の特別支援学級などの学びの場について	<p>高等学校における特別支援学級の設置について検討すべき。</p>
11		<p>高等学校でも通級による指導が始まったとはいえ、中学校で自閉症・情緒障害学級に在籍する知的障害のない生徒が急増していることを考えれば、自閉症・情緒障害学級に見合うくらいの場合や教育内容を高等学校でも具体的に検討すべき。</p>
12		<p>中学校を卒業した後の支援学級の生徒の進路として、知的障害の生徒は特別支援学校へ行くことが可能だが、情緒障害の生徒は高等学校に不合格だった場合、行くところがなくなる。入学できるような配慮を検討して欲しい</p>
13		<p>軽度の知的障がい児や自閉症スペクトラムの児童を受け入れてくれる高等学校が少ない。中学校で特別支援学級に在籍していると高校が受け入れてくれないということがあったり、自閉症スペクトラムの生徒は、特別支援学校の高等部にも入りにくいということで、高校への進学が困難な場合がある。</p>
14	優良事例の展開	<p>p 1 1</p> <p>II. 障害のある子供の学びの場の整備・連携強化</p> <p>4. 高等学校における学びの場の充実 (発達障害のある生徒への支援)</p> <p>高等学校において学校独自のカリキュラムが編成できるので、その活用の推進を期待します。発達障害等の障害を持つ生徒が社会に出ていくための教育として活用できると考えますが、活用事例は僅かです。事例の発表などで展開をして欲しい。</p>

主として通級による指導に関連したご意見

	小カテゴリー	ご意見
1	総論	小学校等に在籍する障害のある児童生徒は、通級指導教室が設置されている他の小学校等に通学する例もある。そうした児童生徒が在籍する小学校等で専門性の高い通級による指導を受けられるよう、通級による指導の担当教師が児童生徒の在籍する小学校等を巡回して行う指導や、児童生徒が在籍する小学校等で他の小学校等の通級による指導の担当教師の専門的な指導をICT・遠隔技術の活用により在籍する学校で受けられるような取組を進めることが重要。
2		すべての学校に通級指導教室を設置することを考えるべき。ICTによる指導ではできないことを通級指導では対面でおこなっている。教師と子どもの直接のやりとりが教育の原点。コロナ禍のような非常時には、遠隔技術も代替手段として必要ですが、基本は対面だと思う。
3		「通級を担当する教師の専門性の向上」以前に、最近の通級指導を受けている子どもたちの急増に対して、現場教員の配置が追いついていないことが、専門性の向上を図ること以前の問題である。子ども13人に対して通級指導教員を1人配置するという定数を守ることを有識者会議で明記してほしい。
4		通室する子が急速に増加し、指導時間を1人週1回2時間までとせざるを得ない状況になった。ここでも必要な児童に対して時間数を増やせない、また反対に1時間で自分の教室に担当教員が入って指導することが認められず、教室の人数に数えられなかったり、不登校の児童・生徒の教室利用が認められなかったりと今までできていた支援ができないという現状になった。巡回という制度を最小にして、通級指導教室担当が全ての学校にいる拠点校方式になるようにしてください。
5		発達障害の中に知的障害を入れるか否かという議論があるが、読字書字障害のおさんは知的障害と同様の状態像を表していることが多い。まずは通常の学級の人数を減らし、軽度知的の児童にはサポーターを付けられるように財政支援をしてほしい。
6	高校通級	高校における「通級による指導」を充実させるための方針が現場の努力にゆだねているが、予算をかけて担当者を増やす、施設設備を整えていくという施策が必要。
7		高等学校で通級が「進学校」に設置されず、利用できないという事態に陥っている。支援が継続されない為に、大学に通っても学生支援室を活用できないということが起きています。通級指導教室を進学校に設置してほしい。
8		高校通級に関連して、発達障害の特性を持つ生徒が、どの程度在籍しているのか、どのような支援を必要としている生徒がいるのかについて調査を行うべき。
9		自閉・情緒学級の生徒の進学先として私立通信制高校が増えてきているが、そこに通う子供は近年増加している公立高等学校が行っている通級指導教室の利用はできない。その子に合った学びが高等学校年代でも受けられるようご配慮いただきたい。
10		14ページに関し、通級による指導を担当する教員は、個々の教育的ニーズに応じた自立活動の指導ができる専門性が必要となるが、通常の教育課程をよく理解しておくことが必要である。よって、特別支援学校の勤務経験だけでなく、小中学校における通常の学級の担任経験が必要になるのではないか。
11		P11、P16にある通り、特別支援教育コーディネーターや通級による指導の担当教師をはじめ、学校全体で継続的に教師の専門性を担保・共有して仕組みづくりが必要ですが、同時に、通級を設置する学校の生徒全体への理解啓発をすすめることも重要と考えます。多様な学びに対する寛容な心を育て、通級の対象の生徒が指導を受けやすい環境にするために、特別支援学校との交流及び共同学習や、ボランティア活動、バリアフリー教育指導の推進など、特別支援学校とどのような連携ができるかを具体的に模索してほしい。

12	巡回	巡回指導については時間的にも内容的にも十分な指導ができず、教員の負担も大きいことから、各学校に通級指導教室を設置し、どの子ども在籍校で指導を受けられる環境を整備すべき。
13	その他	知的障害の特別支援学級在籍で、知的の障害が軽度である構音障害がある児童について、言語の指導が有効であると判断した場合は、是非言語の通級を認めてほしい。

主として教師の専門性に関連したご意見

	小カテゴリー	ご意見
1	総論	特別支援学級の定員は1学級8名までなので、各教科の目標だけでなく、学年自体が異なり子どもの実態も、扱うべき学習内容も大きく違うので、非常に困難。専門性だけでなく、学級定員を下げるなど、教育条件整備も必要です。また人事配置では、特別支援学級の担任として臨任者が担当することが多く、専門性の継続が困難になったり、若い教員に経験が引き継がれないこともある。
2		・特別支援教育をになる教師の養成を行う教育課程については、特別支援教育に関する基礎的な知識だけでなく、保護者や同僚、関連機関等と適切に連携を行うために必要なコミュニケーションスキルや、子供の実態を適切に把握するアセスメントスキルの習得を行っていく必要がある。
3		教師の専門性に関わって、公立の小学校の教師で特別支援学級の教育課程が特別支援学校学習指導要領に基づいていることを知らない人が多い。特別支援学校の教育課程についての周知を大々的にしてほしい。
4		教師の専門性には大きなばらつきがあり、適切な教育実践が困難な場合に教員が相談出来る場所がない。校内教師やコーディネーターのみならず、外部の専門機関との連携による専門的な助言又は援助を受けられる手段の構築が必要。
5		特別支援学校教諭の免許状がそれほど重要なのか。必要な知識ということであれば、免許のある・なしにかかわらず、その都度、目の前の子どもに合わせて必要な関係者間で情報交換をはかればよいのではないかと。 専門性の向上も必要と考えるが、教員定数を増やした方が、より一人ひとりに手厚い教育支援ができる。
6		教員の専門性確保の観点から、障害種別の特別支援学校を維持すべき。
7		なぜ専門性が高まらないのか、抜本的な意見交換と制度設計が必要。例えば、専門性の定義、測る尺度、教員へのインセンティブ、雇用者へのインセンティブなどが欠けている。 例えば、専門性として、「特別支援学校教諭免許状（専修免許）」保持者とか、学会での発表歴など目に見えるものによって測ることが可能です。そういった教員には給与に資格手当のようなものを与えたりとか、雇用している設置者に予算の上乗せがあるなどのインセンティブが決定的に必要。管理職についても同様である。
8		毎年、免許を取得するため、数週間、実習生が来るが、特別支援学校、独自の教育「自立活動」についての基本的な理解もない。今回の報告書の中に「専門性」という言葉が多くでてくるが、この言葉の定義が曖昧だと、「わかりやすい」何かに、依存してしまい、今回の改訂で意図したことまでもが理解できないのではないかと危惧する。「特別支援教育を担う教師の専門性」とは、特別支援学校独自の教育、「自立活動」の視点で児童生徒を実態把握し、目標設定し、それにあった、指導方法、指導内容を通して、実践し、子どもの学習上、又は生活上の困難を改善、克服できるようにして、それを指導する「自立活動」の時間の指導をいかに深め、実践できるかだと考える。
9		意識の醸成は大学の養成課程や教員になってからの研修で身に着けるよりも、学齢期から同じ学級にいろいろな障害の子どもがいたり、障害のある教員が担任になったりすることで培う方が効率的で、はるかに身に付くと思われる。そもそも養成課程や教員になってからの研修を受ける前の状態が、障害のある人と接したことがないという状態というのでは、研修成果も覚束ない。とくに高校の進学校は教員を志望する生徒が多いのだから、進学校にも、枠をつくってでも障害のある生徒を入学させるべき。
10	管理職の専門性	特別支援学校の免許取得について免許更新制など通常の業務に加え、教職員の負担増となると思います。特別支援学校の管理職にこそ特別支援の専門性を有するものがふさわしいと思います。

11		<p>6ページ 管理職のリーダーシップ</p> <p>管理職のリーダーシップについて言及しています。しかし、リーダーシップを発揮するためには、その前提として、正確な知識と深い理解が必要です。管理職の専門性についても言及する必要があると思います。その際、なぜ、専門性が高まらないのか抜本的な意見交換と制度設計をお願いします。過去から現在までの特別支援教育に関する専門性について、例えば以下の点が決定的に抜けていると思います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 専門性の定義 2 専門性を図る尺度 3 専門性が高い教員のインセンティブ 4 専門性が高い教員を雇用する設置者（雇用主）へのインセンティブ <p>です。</p> <p>例えば、専門性として、「特別支援学校教諭免許状（専修免許）」保持者とか、学会での発表歴など目に見えるものによって測ることが可能です。</p> <p>また、そういった教員には給与に資格手当のようなものを与えるとか、そういった教員を雇用している設置者には予算の上乗せがあるなど、インセンティブが決定的に必要なだと思います。</p> <p>これらの制度については、医療の中の、専門医制度や病院の機能評価、あるいは各種協会が実施する認定〇〇士のような仕組みが参考になるとと思います。</p> <p>これ以上、「専門性の向上」といった曖昧で実態のない言葉で問題を先送りすることの内容、実効性のある提言を期待します。</p>
12		<p>特別支援教育について、就学指導の際に教育委員会の意見や、管理職の意見も聞きつつ、保護者や専門家の意見を尊重していく流れになってきているが、当の管理職らに、特別支援教育についての知識や理解がないことが多いため、初任研等で、特別支援教育を学べるような仕組みが欲しいと考える。</p>
13	全ての校種共通	<p>「発達障害を含む特別な支援を必要とする児童生徒が通常の学級に在籍していること等を「踏まえ」るだけではなく、どの通常学級にも当該児童生徒が学ぶことを大前提として、すべての教職員が特別支援教育に関する専門性を習得する必要がある。</p>
14	小中学校等	<p>通常の学級の担任や、特別支援学級の担任が研修を受けられる機会を別個に自治体の教育研修センターで開講し、履修証明書を出す。あるいは、免許更新制講習の必修科目の中の特別支援教育に関する内容を倍増、または選択科目で特別支援教育に関する内容を増やすなどの方策をとるべき。</p>
15		<p>13ページ III. 特別支援教育を担う教師の専門性の向上 (求められる資質・専門性)の項の ○日々の教育実践において、… の段落の4行目以下を、</p> <p>校内の特別支援コーディネーターや特別支援学級、通級による指導の担当教員に相談したり、必要に応じて特別支援学校等に対し専門的な助言又は援助を要請したりするなどして、</p> <p>→校内の特別支援コーディネーターや特別支援学級、通級による指導の担当教員や、スクールカウンセラー等の心理の専門家に相談したり、必要に応じて特別支援学校や医療機関等に対し専門的な助言又は援助を要請したりするなどして、</p> <p>に修正してはどうか。</p>
16	特別支援学級	<p>特別支援学級における指導を希望する者も存在することから、小学校の教員採用枠自体に「特別支援学級」という選考枠を設けるべき。</p>
17		<p>特別支援学級は臨任者が担当する割合が高く、継続して担当することに支障をきたしている。人事や採用の在り方もそうした課題を踏まえて考えることが必要。</p>
18	免許	<p>当面は免許法附則第15項を維持し、特別支援学校と小中高等学校の教職員の人事交流を進める必要がある。逆に支援学校免許を持つ教職員も、基礎免許の校種の経験を積むべき。</p>

19	教諭としての専門的な指導力を特別支援学校の児童生徒に活かせること、また、特別な支援を要する児童生徒理解を深められる点など、人事交流による双方の利点は多く、児童生徒にとっても、教職員にとってもその有効性は高い。今後も、教職員の人事交流をさらに促進することにより、インクルーシブな学校づくりへの意識を高めることが必要であり、そのためにも免許法附則第15項の規定の維持をお願いしたい。
20	免許保有率の向上のメインの施策は、拠点大学における教員養成の充実を主とし、異動してきた免許を所持していない教員が短期に特支の免許状を取得できる制度として免許法認定講習による免許取得を従という制度設計とすべき。
21	現在の免許に関し、通常学級・通級指導教室・特別支援学級については、適切な免許がない状況である。免許の種類を見直すか、免許以外に専門性を有していることを示す資格制度の創設があると良いのではないか。
22	「当分の間、特別支援学校教諭の免許状を所持していなくても」とありますが、いつまで当分の間なのか、期限を明確に切るべき。
23	特別支援教員免許の対象障害に発達障害・情緒障害についても一障害分類として入れるようにしてほしい。
24	特別支援学校教諭免許状を取得できる大学・大学院・教職大学院については、今後特別支援学校教諭免許状の5領域全てを取得できるようにしてほしいです。特別支援学校教諭免許状の5領域全てを取得できる大学・大学院・教職大学院が少ない
25	特別支援学校教員免許は、全校種（小・中・高等学校）の教員が取得すべき免許として基礎免許に内包し、すべての教員が特別支援教育の基礎的指導力を身につける必要があることを明示されたい。
26	特別支援学校教諭の免許状にある「視覚障害者教育領域」などの領域を即時廃止するように提言していただきたい。視覚・聴覚の特別支援学校は幼稚部と専攻科のみとし、小・中学部および高等部は全ての障害区分の児童・生徒が共に学ぶ場となるように提言していただきたい。
27	各地の免許法認定講習は100人規模で実施しており、これにさらに研修の一環として通常の学級の担任教員が加わると、免許法認定講習が受講人数過剰になってしまうことを危惧します。また、免許法認定講習の内容は、特別支援学校の教諭を対象としており、通常の学級に在籍している特別な支援が必要な幼児児童生徒より障害の程度が重い幼児児童生徒を対象にした講義内容で構成されている場合がほとんどです。 一方、通常の学級の担任や、特別支援学級の担任が研修を受けられる機会はほとんどなく、これが特に特別支援学級担任が専門性を高められない原因や、自己研修・自己研鑽ができず、早期に異動希望を出す背景になっていると思います。 通常の学級の担任や、特別支援学級の担任が研修を受けられる機会を別個に自治体の教育研修センターで開講し、履修証明書を出す。あるいは、免許更新制講習の必修科目の中の特別支援教育に関する内容を倍増、または選択科目で特別支援教育に関する内容を増やすなどの方策の方が良いのではないのでしょうか。
28	「視覚障害や聴覚障害に係る教員養成大学は各地域に1大学しかない」現状についても触れて欲しい。視覚障害・聴覚障害領域の免許状保有率を高めなければ、附則の改正ができないということであれば、視覚障害・聴覚障害領域の免許を出せる拠点大学の機能強化か、現状は知肢病の課程認定を受けている四年制大学に、視覚障害・聴覚障害領域も取得できるようにすることが必要。

29		<p>1) P15,3 特別支援学校の教師に求められる専門性</p> <p>素案には、特別支援学校教諭免許状を持たない教諭が特別支援教育を行うこととの問題点について記載されているものの、聴覚障害教育に関する専門免許を所有する教師がかなり少ない点を強調し、明記されたい。</p> <p>【理由】特別支援学校教諭免許状には5つの領域があり、その中の聴覚障害者教育領域の免許を持つ教諭が非常に少ない。しかし、難聴児へのより適切な教育のためには、この他に特別支援学校自立活動教諭免許状があり、こちらは4領域に分かれており、聴覚障害教育領域もある。</p> <p>その他に、理容やマッサージ等の特別支援学校自立教科教諭免許状もあるが、これらに対する記載が全くないことを危惧する。</p> <p>具体的に15ページの3、特別支援学校の教師に求められる専門性のところで、「障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分把握して、これを各教科等や自立活動の指導等に反映できる幅広い知識・技能の習得や、学校内外の専門家等とも連携しながら専門的な知見を活用して指導に当たる能力が必要である。」の部分について、「専門性を持つ特別支援学校自立活動教諭や自立教科教諭を増やす必要性についても明記すべきではないか」と考えている。</p> <p>また、特別支援学校教諭の資格を得る際に聴覚障害教育に関する教育で難聴とろうのの違い、特にコミュニケーション（母語）の違いを明確に説明しているかどうか不明である。</p>
30		「通級専門の教職員の免許」を検討し、どの学校にも、「通級による指導のできる専門の教師」が配置できるようにすべきではないか。
31	教員養成	介護等体験について「教職課程」のカリキュラムの内に正式に位置づけ、専任教員の配置を行うべき。
32		「小学校・中学校教諭の普通免許取得にあたっては、特別支援学校や社会福祉施設で介護等体験を行うことが義務付けられている。」とあるが、（養成）〇のところに、「障がいのある児童生徒も一人の子どもとして、掛け替えのない存在であることを学ぶことが重要である」ということを明記することが重要。
33		教職課程において、インクルーシブ教育や「社会モデル」の研修内容を充実させることを記述する必要。
34		研修の必要性は否定しないが、時間は有限であり、「長期休業中に情報共有の場を持つ」といった新たな業務負荷については、全体ボリュームと教職員定数のからみから慎重に提言されるべきである。
35	採用	障害のある教職員の雇用を積極的に進めること、そのために学校のバリアフリー化を進める、支援機器の導入、人的支援の配置、通勤介助制度など、障害のある教職員が学校で働くための整備をすることを記載してください。
36		障害を持つ教師を採用することも新しい時代の共生社会の形成に向けて大きな意味を持つ。
37	人事交流・異動	p.17「一定規模の集団に対する教科指導や生徒指導の能力が養われにくいいため、小学校等の人事交流を積極的に行う」ことに、賛成します。特別支援学校においては、教科の専門性を保ちつつ、特別な配慮が必要と考えます。このことの実現のためには、特別支援学校の人事を高校教育課から特別支援教育課に移し、さらに特別支援学校の小学部と中学部の人事は義務教育課と人事交流をする方策が必要です。現状では、高校教育課に特別支援教育の視点から義務教育課と人事交流をするという発想がないとさえ思われます。まずは人事権を特別支援教育課に移すこと、次に小学部と中学部については、特別支援学校の最低でも5%程度は義務教育課との人事交流とするなど、数値目標を掲げた人事交流の実施が望まれると考えます。
38		特別支援学校と地域の小・中学校との人事交流を積極的に進めるべき。人事交流で得た知見と技量をもって地域の小・中学校に再度戻って来たならば、学校現場に資することは大である。特別支援学校の教員にとっても、地域の小・中学校へ赴任することで得られることは多い。
39		普通小中学校と特別支援学校の人事交流は、それぞれの専門性を崩さない範囲で、極めて限定的に行うべきである。安易な交流をしても、普通小中学校の障害に関する専門性は高まらない。

40		「特別支援学校の教師は、地域の特別支援学級の状況や教職員集団の動きを体験するために、地域の特別支援学級担任の勤務経験をし、特別支援学校に戻った時、その経験を活かして、特別支援教育のセンターとしての活動を行っていくことが望ましい。
41		都道府県域を超えた広域での研修の仕組みや人事交流を可能とする仕組みの構築」には大賛成です。しかし、やや具体的に欠け、これを受け実質的な効果が上がると思えません。具体的な事例として、1) 東北内聾学校間の人事交流。2) 熊本県立聾学校と宮崎県立都城さくら聴覚特別支援学校の人事交流など具体的な事例を紹介していただけませんか。
42		国立特別支援教育総合研究所を旨ろうのナショナルセンターとして位置づけるとの同様、筑波大学附属視覚特別支援学校、筑波大学附属聴覚特別支援学校も、それぞれ唯一の国立盲学校・聾学校であることから、ナショナルセンターとして位置づけ、地方の盲学校・聾学校との人事交流（または交換人事）という具体的な広域での人事交流を可能とする方策を示してほしい。
43		「専門性の高い教師」の養成について、本素案では「都道府県域を超えた広域での人事交流の仕組み」しか言及がありません。高い専門性を持つためには、同じ障害領域について、最低でも10年は必要であり、この間に、同じ障害領域について、学級担任、自立活動担任、コーディネータ、外部支援など様々な立場に就くことが必要です。一方、10年程度をもって強制的に人事異動を行う都道府県が多く、ようやく高い専門性を身につけられたと思った時点で他校への異動が命じられる事が珍しくありません。例えば、自立活動を担当している教員や、中核的な教員となる教員、または特別支援学校自立活動教諭免許状を取得している教員を機械的な人事異動の枠外とし、同じ学校において専門性を高められるような施策が必要。
44		自立活動を担当している教員や、中核的な教員となる教員、または特別支援学校自立活動教諭免許状を取得している教員を機械的な人事異動の枠外とし、同じ学校において専門性を高められるような施策が必要。
45	研修	教職課程および現職教員の研修において、インクルーシブ教育や「社会モデル」の研修内容を充実させることを記述する必要。
46		障害についての専門性や知識を高めることより、社会には様々な人がいること、自分にはできるが、できない人もいる、またその逆もあり、それを理由に排除したり、されたりすることはおかしいという認識を教職員・児童・生徒が持つための教職員研修に力をいれるべき。
47		すべての教職員対象に、医療的ケア児に対する研修の実施を盛り込んでほしい。
48		通常学級の教師としての経験は豊富であるが特別支援教育の経験を持たない管理職やミドルリーダーを含めた教師へ、社会モデルの考え方を得られる研修を実施することが多様な教育的ニーズのある子供への適切な支援につながると感じます。
49		国立大学附属特別支援学校等を、研修の場として積極的に活用することが望まれる。
50		高等学校における特別支援教育は始まったばかりだが、専門性のある先生方を増やすための研修の充実を力を入れ、異動時には専門性が生かされる学校先を選択できるようにするなど、教員側の支援をすべき。 中学校や高等学校の教員は専門教科の学びはしてきても、特別支援教育に対する見識はまだ十分とは言い難く、それゆえに引継ぎがうまくいかないことも多い。
51	その他	手話が言語に含まれるとする障害者権利条約や障害者基本法に基づいて、手話言語を習得し、手話言語で教えられるような研修を組み込むべき
52		教師の本来的業務は、児童・生徒への教育であり、保護者へのサポートは本務から外れるのかもしれない。しかし、特別支援教育を推進するためには、保護者との連携が不可欠である。保護者の心情に寄り添う姿勢や態度は、どんな教師でも身につけてほしい。そういった意味において、保護者支援の観点について言及してほしい。
53		個別支援計画について、理解して立てられる先生が極めて少ない。担任が支援計画を、立てられないということは、教育的ニーズを理解せず、子どもの実態に合わない指導に陥る。早急に支援計画が活用されているかどうかの実態調査、教員育成に着手して頂きたい。

54		<p>「特別支援教育に関する知識や技能、経験」の評価のために、教員の免許更新といった制度よりも、先生方が主体的に学び続けられるように、教職大学院の科目履修等履修、放送大学等利用し、オンライン、オンデマンド利用含め単位を取得していくことで、そこにインセンティブをつけていくようにしてほしい。</p>
55		<p>いわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえ、障害による学習上又は生活上の困難について本人の立場に立って捉え、それに対する必要な支援の内容を一緒に考え、本人自らの合理的配慮をいしひょうめいできるように……」の部分について、削除若しくは「社会的障壁により生じる学習上または生活上の困難について」に変更する。</p>

主としてICTに関連したご意見

	小カテゴリー	ご意見
1	ICT	p19について、「誰一人取り残されることなく」とまで国が言い切ることなのかどうか。ICTをどの程度活用するかは、子どもの自己決定や保護者の教育要求との関係で語られるべき。本来は、子ども理解こそが重視されるべき現場で、ICT重視になりかねないことを危惧する。
2		p19について、ICTの活用については、合理的配慮や子どもの主体的な学びのためのツールとして、誰もがともに学ぶために活用することを記述する必要がある。
3		ICTの活用について、障害があるなしで分けるためのツールとしないことを記述する必要がある。
4		発達特性を持った子ども達にとって、ICT機器を使うことで、言葉だけではなく、絵や写真、動画などによる「多様な表現の方法」が可能となることから、素案の中にある「ICT利活用等による特別支援教育の質の向上」は、極めて重要な視点である。
5		P19について、GIGAスクール構想により、1人1台のタブレットが整備されることで、ICTを活用した新たな教育が推進されていくと考えられるが、自立活動では体験的な学習を通して身に付くものが多いため、オンラインとオフラインをうまく活用しながら、教師による対面指導や児童生徒同士の学び合いを大切にしていく必要がある。
6		P19 上から7つ目の○について オンライン教育についても、特別支援学級の児童生徒によっては、一人で機器の操作が難しい場合があり、家庭での支援も難しいことがあるので、各学級等の状況を見極めて、一人ひとりに合った方法で実施していくことが重要。
7		GIGAスクール構想を進める中で、自治体の教育委員会は一律に同じ情報端末機器を整備するのではなく、障害の特性に合わせた端末を整備できるよう配慮してもらいたい
8		病気療養児について、障害の程度等もさまざまであったり、1人1台タブレットでも対応できない子どももいるので、そこに対応できる体制の整備が必要。装備の充実や人的配置等について、更に言及してほしい。
9		ICT活用を訪問教育全般に広げることは無理がある。訪問指導を受ける子どもの多くは視覚も聴覚も活用が難しく、実際に触れあいながら学ぶことを必要とする子どもたちであるため、ICT活用で授業時数を補うことは困難であり、訪問指導にあたる教職員を増やすことこそ重要。
10		小、中、高校でうつやその他の病気で不登校になった場合も、特別支援の配慮が受けられるようにしてほしい。特に、県立高校で鬱やその他の病気になった場合、出席日数が足らず、すぐに退学になってしまうことから、学校でICT機器を活用して、単位取得できるようにしてほしい。
11		ICT活用にあたっては、子どもへの教育支援と教員のための校務支援の両面からすすめていく必要がある。一般教員がICT機器を活用して授業を行うためには、専門的な知識が必要なため、特別支援学校には、情報担当教諭とICT支援員を1校につき複数名専任配置することで、校内分掌業務と子供たちへの教育支援について横断的に対応する専門集団によるICTサポートを行うべき。
12		特別支援学校においてICTは生徒に対して大変有効である。また今回コロナ禍のもと、オンライン授業等、学校のICTの技術に向上が求められた。しかし、教員もICTはプロではない。SE等プロの方が学校にいれば、迅速に対応できると思った。イギリスでは学校で様々な職種の人が働いている。しかし日本では仕事のほとんどを教員が担っている。そこで対応が遅れてしまうのである。学校でICTを専門で担うプロの人材がいるとよい。
13		ICT活用を訪問教育全般に広げることは無理があると考え。訪問指導を受ける子どもの多くは視覚も聴覚も活用が難しく、実際に触れあいながら学ぶことを必要とする子どもたちであるため、ICT活用で授業時数を補うことは困難であり、訪問指導にあたる教職員を増やすことこそ重要

14	<p>21ページについて、障害のある子どもに対して情報保障の観点からICT機器を活用するという方向性は理解できる。しかし、教員のICT活用のスキルの向上をはかるにしても、これまで教員の個人支給されてきたパソコンでは、セキュリティにより満足な情報検索もできず、DVDのコピーすらも十分にできないパソコンもあるなど課題も山積している。ICT活用にあたっては、子どもへの教育支援と教員のための校務支援の両面からすすめていく必要がある。一般教員がICT機器を活用して授業を行うためには、課題としては、子ども一人1台端末になるにあたっての端末のメンテナンスや各種ソフトの管理、Wi-Fi環境の整備が必要となる。その部分については、専門的な知識が必要なため、特別支援学校には、情報担当教諭とICT支援員を1校につき複数名専任配置することで、校内分掌業務（ホームページの管理なども含む）と子どもたちへの教育支援について横断的に対応する専門集団を校内で組織し、子どもたちや教職員のICTサポートを行うべきと考える。</p>
15	<p>一人一人のアセスメントを適切に行うこと、個別の教育支援計画、個別の指導計画を適切に作成し、保護者と十分な考え方のすり合わせを行っていただくことに力を入れること。</p>
16	<p>障害者権利条約で規定しているアクセシビリティに関する記載を盛り込むべき。</p>
17	<p>デジタル教科書化を進めるだけでは、デジタル教科書を使用するために必要な機器に掛かる費用面の負担から、使用へのハードルが高くなってしまいう可能性が考えられる。また、どのような児童生徒であっても学びに対して掛かる費用負担を平等にすることが必要。</p>
18	<p>統合型校務支援システムと福祉行政の相談支援システムとの情報の連携が重要。福祉の相談支援システムと統合型校務支援システムの情報の連携が実現することで、実質的な連携が可能となり、特別支援学校を卒業しても何ら変わることなく統一した支援が実現できる。</p>
19	<p>P23「例えば、スーパーバイザーによる通級指導担当のリアルタイムのコンサルテーション」とあるが、スーパーバイザーが具体的に誰なのかわかりにくい。職名等の記載があったほうが良いのではないかな。</p>
20	<p>寄宿舎に関しても、ネット環境の整備などICT化を進めることが必要。</p>
21	<p>国立大学附属特別支援学校等で、ICT活用やICT教育研究事例の研修を実践することが望まれる。</p>
22	<p>統合型校務支援システム内で個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成が行えるようシステムベンダーと調整しているが、構築費用・保守費用の負担に課題があるため、補助金等の導入支援を期待したい。</p>
23	<p>ICT機器を活用した事例はよくあるが、実際どのように従来の指導法に変えていくのか具体的な指導案をまとめたものがあれば、学校もスムーズに対応できると考えられる。特に自閉・情緒障害のある児童生徒へのICT機器を活用した指導案などがあるとよい。</p>

主として医療的ケアに関連したご意見

	小カテゴリー	ご意見
1	医療的ケア	医療的ケア児を支援するための人手不足が深刻である。また、待遇改善・常勤化も必要。そのための予算措置も記載する必要がある。
2		医療的ケアの問題で、スクールバスに乗ることができずに、毎日、自家用車で学校に来ている児童・生徒が多くいる。保護者の負担も大きいことから、その負担解消のためにも、医療的ケアに関わる看護師がスクールバスに常駐することを記述する必要がある。
3		看護師配置を、標準法上の新たな定数に位置づけ医療ケア数に応じて配置する方向での検討を求めたい。
4		医療的ケアを必要とする子どもへの「拠点校」方式は、中学校区の1校に看護師を配置して巡回させるのか、1校に医療的ケアの必要な子を集める方式なのか、読み取れないが、いずれにしても医療的ケアを必要とする子どもが通う学校にそれぞれ看護師を配置すべき。
5		「医療的ケアが必要な子どもの通学支援」についても、有識者会議において新たに項目を起こしていただきたい。
6		泊を伴う行事が増えている中、医療的ケアが必要な子どもの保護者のなかには、自分の仕事を休んで、宿泊場所も自分で確保して子どもに付き添っており、負担が大きい。そのため、行事への参加を断念する子どももいます。医療的ケアに関わる看護師を泊が伴う行事に参加することを可能とし、すべての子どもが行事に参加することが出来るよう人員確保をお願いしたい。
7		看護師について、勤務条件の整備も含め、人材確保の観点からも、位置付けを明確にしておいてほしい。
8		就学先の選定においても同様で、医療的ケアがあることが理由により、地域の小学校への受け入れ拒否が全国で相次いでいる事例について、文科省は重く受け止めるべき。
9		「人工呼吸器の管理等が必要な医療的ケア児における、学校の施設・整備面や学校が設置されている地域の状況等を踏まえた受け入れ体制に応じて、指導医、医療機関、医師会、看護協会、医療系大学等と連携の下、体制の構築を図る必要がある」など、高度な医療的ケアが必要な児童生徒への体制整備に関する内容を盛り込むべき。
10		看護師を法令上だけでなく、教育委員会に所属させ、看護師の意見が通るようにしていただきたい。教育行政は縦割りであるため、多くの管理職を通さなければならず、主体性ある行動が制限されている。訪問看護のシステムを取り入れると、看護師もすでに分かっているため、取り入れやすい。そして、統括する看護師に権限を与え、医療・福祉を横断的に動けるようにしていただきたい。
11		P26 4医療的ケアが必要な子供への対応 聴覚障害児については補聴環境の連続的な支援が必要である。小中高校とステージが変わっても、言語聴覚士を中心に、かかりつけの補聴器医や認定補聴器技能者との連携を整備するべきである。

その他のご意見

	小カテゴリー	ご意見
1	寄宿舎	寄宿舎についても報告書で触れるべき。
2		寄宿舎について、「入舎を希望しても入舎できない」ということが多くあり、この現状を改善する必要がある。寄宿舎の教育的な意義を報告の中に含めて教育的入舎を推進し、寄宿舎の充実、拡充の方針を示すべき。
3		寄宿舎教員の専門性をどう高めていくのかについての言及がない。学校と寄宿舎との連携についても触れるべき。
4	障害の社会モデル	全体的に障害に対する捉え方が「医学モデル」になっています。学校教育法や学習指導要領の総則に書かれている「障害による学習上又は生活上の困難の克服」という考えを「社会モデル」に変えていくべきです。
5	発達障害	発達障害は、スペクトラムであることを念頭に、早期に診断だけが先行することのないようにしていただきたいです。支援学校・支援級の増設によるだけでなく、理想としては、いろんな特性を持った子どもたちが、共通の空間で学べる・過ごせる学校環境をつくっていただきたいです。
6		p.11（発達障害等のある生徒への支援） 高等学校でも通級による指導が始まったとはいえ、中学校で自閉症・情緒障害学級に在籍する知的障害のない生徒が急増していることを考えれば、自閉症・情緒障害学級に見合うくらいの場合や教育内容を高等学校でも具体的に検討すべきである。
7		（発達障害等のある生徒への支援） ○高等学校においても発達障害を含む障害のある生徒が一定数入学していることを前提として、個別的教育支援計画や個別の指導計画を作成・活用し、適切な指導及び必要な支援を行うことが重要である。そのため、小中学校で特別支援教育を受けてきた子供の指導や合理的配慮の状況等を、個別的教育支援計画等を活用し高等学校に適切に引継ぎ、高等学校においても生徒一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて合理的配慮の提供等が更に充実して行われる必要がある。 ★高等学校における特別支援教育は始まったばかりですが、専門性のある先生方を増やすための研修の充実にも力を入れ、異動時には専門性が生かされる学校先を選択できるようにするなど、教員側の支援をすべきです。現在特別支援教育にたずさわる教員には持ち時間の配慮なども必要です。 中学校や高等学校の教員は専門教科の学びはしてきても、特別支援教育に対する見識はまだ十分とは言えず、それゆえに引継ぎがうまくいかないことも多いです。
8		障害のある子どもの学びの場の整備、連携強化について、スクールソーシャルワーカー（小中学校）、ユースソーシャルワーカー（高校、特別支援学校）の更なる配置を要望する。
9		民間含め療育施設、小中高全ての親御さんがスマホで見守りができるようなセキュリティカメラを予算でつけて頂きたい。
10	就学前	発達障害があると幼稚園に入れない。拒否した側に罰則規定が欲しい。
11		公立幼稚園では「加配はない」と言われました。これは、自治体の采配できることかと思いますが、加配をつける余裕がないということは、支援が必要な子は公立幼稚園の選択肢がないということ。公立幼稚園には、特別支援の専門の先生を複数人配置できるようにしてほしい。
12		自治体は、就学前の障害児に対する教育の機会の確保に努め、機会が損なわれている状況を認める場合は、それを放置することなく、改善を実施しなければならない。公立の幼稚園を設置しない場合は、私立の幼稚園と連携をして、特別支援教育への理解を充実、実施を拡充させることを努力をしていく必要がある。

13		<p>○ 該当する児童の障害の状態、発達の状態を適切に評価することが重要となりますが、専門的な判断や適切な情報が不足している中で、保護者を含めた関係者が判断をしなければならない状態となっているケースが見られます。</p> <p>○ 児童が通っているすべての機関から情報を得るような取り組みをお願いします。例えば、幼稚園に通っている他に、児童発達支援の事業所、言語教室、親子教室など、さまざまな機関の支援を受けていることがあります。病院や幼稚園の情報については把握されることが多いと考えますが、それ以外の機関における児童の状況についても、原則としてすべての機関から情報を得るようお願いいたします。</p>
14		<p>一部地域で行われている5歳児検診を全国実施してほしい。3歳児検診から就学時健診までの間には、3年間もの間隔があり、その間に適切な支援を受ければ、通常学級での生活にうまく適応できたり、特別支援学級につながったりする子どもたちがいる早期に必要な支援が受けられることは、家庭を支えることにもつながり、特性以外に不適切な養育や虐待案件を減らすことにもつながる。</p>
15		<p>2歳7ヶ月で自閉症スペクトラムと診断された母です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体での集団検診では見抜けなかったこと、発達相談をしても「まだ小さいからわからない」としか言われなかったことから、もっと発達障害や特別支援について、集団検診に携わる保健士が知識を付ける必要があると思います。 <p>そのためにも、最低限の発達障害に関する知識を付けられるような研修の体制を整えてほしいです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援施設に通うために必要な通所受給者証や、療育手帳、特別児童扶養手当など、障害児が受ける福祉の地域差をなくしてほしいです。私がすむ自治体は比較的申請が通り易いですが、格差が大きく、受けたい支援を受けられない所が多すぎます。 <p>国として特別児童扶養手当の制度があるので、自治体の窓口で「受付できない」とはねられるのはいかがでしょうかと思います。</p>
16	専攻科	<p>高等部を出たあとも学ぶ機関としての専攻科を、国としてもさらに拡充すべき。特別支援学校の専攻科については、視覚障害校、聴覚障害校等では設置されているものの、公立の知的障害校においては1校のみ（鳥取大学附属）で、全国的に見れば、ほぼ設置されていない。今後、特に知的障害のある生徒の教育機会を保障するため、教育年限の延長と専攻科の設置について検討することが必要。</p>
17		<p>高等部卒業後に希望すれば誰もがさらに学ぶことができる「専攻科」の各地への設置・活性化を希望する。設置基準のありかたも、「専攻科」も含めて考えるべき。</p>
18	国立特別支援教育総合研究所と筑波大学久里浜特別支援学校の連携	<p>国立大学法人筑波大学附属久里浜特別支援学校の教育対象は、「知的障害を伴う自閉症」の子どたち、すなわち重度重複障害の子供たちである。現在、教育ニーズが大きく増加し支援が必要とされる対象は、発達障害のうちの自閉症単一ケースだと言える。久里浜特別支援が教育研究実践の対象としている、重度重複とはマッチしないのではないか。国立特別支援教育総合研究所と附属久里浜特別支援学校の連携した取り組みが、教員等の専門性の向上や人材育成にどのように関連するのかイメージがわからない。また、特定の大学法人の、特定の附属学校の校名の記載があるのは、報告書の中でもこの部分だけであり、違和感を禁じ得ない。優れた教育実践をしている教員は全国に沢山いるにもかかわらず久里浜特別支援学校とのみ連携というのは理解できない。わざわざ一国立大学法人の一附属特別支援学校だけの校名をあげて、連携した取り組みを行うことが教師の専門性の向上や人材の育成に繋がるのかはなはだ疑問。さらに、筑波大学附属久里浜特別支援学校の現状は、日本の知的障害を伴う自閉症教育を先導するだけの実践力は伴っていない。新規採用者が増えており、自閉症の障害特性等、基本的なことを校内で共有することから始めている段階である。教師同士の意思疎通が難しく、校内の教師同士の人間関係を修復、改善する取組を進めている状況。加えて、久里浜特別支援学校の行く末は、筑波大学が責任をもっており、同校の今後の実践や研究の方向性は筑波大学が主体的に考えていく必要がある。有識者会議という国の方針を一定規定する組織の報告に、同校の名称が書かれることで、筑波大学の自主性、自治が侵される危険性があると考えます。筑波大学の附属学校として、自主的に、そして、地道に実践をつくり上げる環境を保障していただくことこそが、知的障害を伴う自閉症教育について考え、将来的に、制度や体制を提起することにつながる。</p>

19	特別支援教育支援員	市区町村教育委員会における人的整備として行われる特別支援教育支援員の確保、配置において、学校規模等で配置の有無を決めるのではなく、児童生徒の障害、困難性の詳細を把握し、その状態に応じて適切に特別支援教育支援員を配置していく必要がある。
20	盲ろうの障害	報告(素案)のこの段落は、視覚障害(盲)とも聴覚障害(ろう)とも異なる、独自の障害である「盲ろう」の子供の教育の問題を提起しているところですから、障害児の教育の問題について考える上での基本となる障害者権利条約第24条において、特に、盲と聾(ろう)と盲聾(ろう)という3つの障害について規定していることを明記しておくのが適当。
21		盲ろうの障害などの特異な障害についての対応と記されているが、これはどういう意味なのか。該当者が聞いたら愕然とする表記ではないか。削除を求めたい。
22	訪問教育	訪問による教育の実態の把握はぜひ進めてほしい。看護師や移動手段などの条件整備が十分でなくて訪問教育を受けざるを得ない子どもたちの教育保障は、障害者の権利条約の精神からも他の通学生と同等に行われるべきである。
23	手話言語	手話言語条例は、手話を言語として認めるものであり、日本語とは別の言語であることから、(1)視覚言語である日本手話を主たる言語として必要とする生徒と、(2)人工内耳等を装用し日本語を話す(補助的に手話単語を使用する)生徒とをクラス分けしたり、十分な手話能力を備えた専門性の高い教員(特にろう当事者の教員)を確保するなどして、すべての聴覚障害の生徒に十分かつ適切な言語環境を整備すべき。
24	外国人	外国にルーツのある子どもたちの取り組みを安易に特別支援教育の中に求めると、本来特別支援教育の対象ではない子どもを教育制度の狭間においてしまう危険がある。
25		特別支援学級や特別支援学校には知的障害、発達障害などの名目で外国人の児童や生徒がととも増加している実情がある。各都道府県の自治体において至急、実態把握を行うこと。現在の把握実態から、各学校などの普通学級において多文化の理解や多様性の尊重が行われておらず一人の人間としての生育に多大な悪影響を与えている可能性がある。普通学級に居ても浮いた存在となってしまう、特別支援学級や特別支援学校に行くしか選択肢がない可能性がある。特別支援学級や特別支援学校が普通学級になじめない子どもの行き場所になっていないか、その観点からの検証が必要。
26		p.26「障害がある外国人児童生徒への対応については、関係機関が連携し、適切に取組を進めることが必要である」との記述は重要としました。 しかし、これは主に保護者とのコミュニケーションを念頭にした記述のように思えます。 と言いますのは、現在、聾学校の多くに外国にゆえんがある幼児児童生徒が増加しており、聾学校においては言語の習得を主として、家族の母国語と聾学校で使用する日本語という二言語状態での言語指導が行われています。さらに、聴覚障害の程度が重い場合は、手話の利用を含めると、家族の母国語、読み書き日本語、手話と、tri-languageの状態に幼児児童生徒が置かれることになります。それぞれの聾学校において、地域特徴的な家族の母国語(例えば、某県のスペイン語)対応による保護者対応がなされていますが、幼児児童生徒に対する指導は日本語であり、あるいは日本語をベースにした手話であり、下校後の家族とのコミュニケーションを保障する教育が行われているとは言えません。特に幼児期において「母語」形成段階で、聴覚障害幼児を保護者の母語で育てられる母語による言語指導はまったく未着手です。乳幼児期においては保護者の母語による養育を保障し、幼児期から、徐々に日本語教育を取り入れるなど、外国にゆえんがある聴覚障害乳幼児・幼児に対する配慮を今後、どのように進めていくかについては、追加の記述が必要ではないかと思えます。

27		『 小学校教員として、外国から転校して来た子どもを普通学級で受けもった経験がある。そのときに、障害があるとはいえない子どもが、学習に困難な子どもたちと意気投合して、障害があるかのような行動をし始めたことがあった。障害があってもなくても外国にルーツのある児童生徒には、学習の支援だけでなく、アイデンティティの獲得、学校全体でのインクルージョンの取り組みが必要である。 外国にルーツのある子どもたちの取り組みを安易に特別支援教育の中に求めると、本来特別支援教育の対象ではない子どもを教育制度の狭間においてしまう危険がある。』
28		P26 「5. 障害のある外国人児童生徒への対応」一つ目 ・特別支援学級や特別支援学校に外国人児童生徒が増加している実態があります。日本語が未習得であることや日本社会になじめないことから、力があるにもかかわらず、正當に評価されず障害があると判断されているケースもあると思われます。また、学校全体や普通学級において、多文化共生や多様性理解が進んでいないことも一因ではないかと考えます。特別支援学級や特別支援学校が外国人児童生徒だけでなく、普通学級になじめない子どもたちの行き場所になっていないかという観点からの検証も必要です。
29	通学	通常学級に在籍する学校教育法施行令22条の3該当者にも就学奨励費があるように、特別支援学校のスクールバスと同等に、通常学級に在籍する児童生徒にも通学支援を行うべき。
30	強度行動障害	特別支援学校で、強度行動障害の状態に児童・生徒が陥らないよう、教員全員が、自閉スペクトラム症の特性や学習スタイルを理解し、一人ひとりのアセスメントを基に「合理的配慮」の重要性を理解し、一貫した支援に取り組むことを推進するべき。
31		P7 P21 強度行動障害について 強度行動障害は特性に配慮されない環境に身を置くと起こってしまう状態像です。特別支援学校の高等部で強度行動障害の状態に陥る生徒が多いとデータも出ているようです。（梅永雄二先生の講演会資料） それは、高等部の教員が、体育や技術を専攻していたという方たちが非常に多く、生徒の障害特性への理解がない為に、体育会系のノリで、威圧的・高圧的に対応したり、支援を継続する意味を理解していない、挙句には「世の中に出れば構造化は無い」などと呆れた理由で小学部・中学部で受けていた支援を無くすなどの暴挙に出る教員があまりに多いという結果、生徒の不安が強くなったり、混乱してしまう為にこのような事態に陥るのです。それだけでなく、その誤りを指導する力を管理職も持っていないのも原因の一つです。 強度行動障害のある子どもに…云々ではなく、「特別支援学校で、強度行動障害の状態に児童・生徒が陥らないよう、教員全員が、自閉スペクトラム症の特性や学習スタイルを理解し、一人ひとりのアセスメントを基に「合理的配慮」の重要性を理解し、一貫した支援に取り組むことを推進する」としてください。
32		9ページ 指導体制の整備 「強度行動障害のある子供…など、手厚い指導や支援を必要とする者（の）…指導体制の在り方」については、支援の重要性、緊急性などを考えると、より深い子供理解とともに適切な支援のスキルを周囲の教職員が早急に獲得する必要があると思います。十分な研修機会の確保や、学部・寄宿舎の教職員定数上の配慮といったところまで踏み込んでもらえるとうい。

33		<p>■強度行動障害のある子供への指導</p> <p>○ 強度行動障害と判定される児童の支援については、教師の専門性の高さ、経験が必要となります。</p> <p>○ このような問題を改善するためには、強度行動障害の判定に至る前の段階で、該当する児童の理解をすすめる、環境の整備、関わり方の工夫など未然に問題が発生しにくい状態を作る中で、適切なコミュニケーションや感情のコントロールなどを身に付けられるような支援を行うことが大切であると考えます。</p> <p>○ 知的障害がない、あるいは軽度で発達障害の特性を持つ児童の中には、強度行動障害の判定には合致しないものの、思う様にならない時に、家庭や学校で暴力的な行動に至るケースが見られます。</p> <p>○ 愛着障害、非虐待児などを理由に児童の入所施設が設置されていますが、このような児童についても、発達障害（多くが自閉症スペクトラム）の特性を持つ児童が少なくありません。このような児童についても同様の問題を抱えており、同様に整備された環境や教育が必要とされるケースが多いと考えます。</p> <p>○ 強度行動障害および暴力的な方法が見られる児童については、早めに気づき、適切な指導を行うことが必要であり、このような児童を対象とした学校における指導体制について検討ください。</p> <p>○ これらの課題を持つ児童について、ベースにある障害などの特性を含めて、丁寧に多面的なアセスメントを実施していただくことが必要と考えます。</p>
34	特別支援教育支援員	特別支援教育支援員については、実習助手や寄宿舎指導員と同様に、常勤・月給で、法定の教育職員として処遇することや、教員免許状の保有を任用条件とすることや初任給の決定に算入するなど検討すべき。
35		市の学校教育課、小学校、双方から母親も一緒に付き添い、待機するよう求められている。市の予算で介助員というものを年間94日、1日4時間つけているが、出席日数、授業時間の不足分はすべて母親が付き添い、待機となっている。その他生活課の単元で学校外での学習、校外学習、宿泊学習についても付き添い、バス同乗の交通費の負担もあり、負担がとても大きい。自治体の財政状況ごとに対応が違うのでは無く国レベルでこういった差が無いよう予算を組んでほしい。
36		<p>6ページ 2. 小中学校における障害のある子供の学びの充実（管理職のリーダーシップ等）の項</p> <p>5行目 適切に特別支援教育支援員を確保・配置していくことも求められる。</p> <p>に続けて、</p> <p>なお、特別支援教育支援員は、ニーズのある子供を支援するために配置されていることに留意する必要がある。</p> <p>の一文を追加していただきたく思います。</p> <p>理由</p> <p>学校にも、本人にも、ニーズのある子供を支援するという意識は薄く、雑用係のような使われ方になりがちな現状があります。</p> <p>研修もほとんど無く、ニーズのある子供に対して不適切な対応を行ってしまっているケースも数多く見られます。</p>
37	合理的配慮	ユニバーサルデザインや合理的配慮について、具体的な事例整理紹介と工夫をお願いしたい。
38	病気療養児への対応	入院の短期化に関し、教育課程の連続性などだけではなく、学籍の柔軟化に対する検討も必要。
39	障害者の教員としての雇用	教員採用に障害のある人を増やし、障害のある人が教員として子ども達の日常に自然に存在する環境にすべきである。すでに採用されている障害ある教員は担任から外したりせず、積極的に担任につかせ、健常の教員とチームで教育にあたる姿を見れば自然と子ども達の模範となる。子ども達の日常の中心は学校なのに、そこに障害のある大人の姿も自然に存在しなければ、「共生」とは何なのか、子ども達が理解するのは難しい。

40		(これからの特別支援教育の方向性) (P3の上から六つ目の○) ・「共生社会の一員として共に認め合い・・・」のところで、社会の受け入れ態勢・意識変革に対する手立てに触れることが必要
41	キャリア教育の在り方	障害者の学びを、就労とだけ結びつけて考えるのはおかしい。すべての子どもの「人格の完成」という観点で教育は行われるべきである。その意味で、就労を前提としたようなキャリア教育という観点で、小学部や中学部等の教育を考えるべきでない。
42		就労に関しては、特に発達障害に関する生徒においては高い能力を有している分野もあり、一概に障害という枠でくれない部分もあるので、通級等の指導を受けることがマイナスではなくプラスに働くという理解を多くの人が共有できるよう望む。
43		P24一番下の項目 高校卒業後の進路についてを含めた指導を小中でする必要がある。対象生徒や保護者が将来的な見通しをもって不安なく教育を受け、教員も指導できるようにしなければ高校入学時に通級指導を受けないとか、ファイルの引継ぎを拒むなどの対応から特別な配慮を要する生徒でありながら指導しにくいケースがあった。また、小中学校時に理解が進まないためにできる能力が身につかないケースもあり、年齢の低い段階で理解が進むように望む。
44		卒業後の連携 (p.25) 企業就労した卒業生のアフターケア（定着支援）について、東京都の知的障害校高等部では、卒業後3年間は学校が中心となり、4年目以降に地域の就労支援センターに支援の中心が移行することとなっています。 学校が定着支援の中心を担う卒業後の3年間は、3か月、6か月、1年目、3年目…と「離職の危機」といわれる時期があり、「遅刻が多い」「居眠りがある」「人間関係のトラブル」など、様々な問題が起こります。 会社から連絡があれば、その日、あるいは翌日には会社訪問を行い対応しています。東京都の多くの学校において3年間の定着率が8～9割と高いことは、こうした学校のアフターケアによるものであると考えられます。 しかし、こうした仕組みに対する十分な人的な保障はされておらず、在校生のために配置された教職員定数で行っている状況です。したがって、在校生の指導とともに、卒業生の支援・指導まで担っている教職員の負担は大きく、会社訪問が入れば、在校生に対しても自習などの対応をせざるを得ない状況です。毎日、学校現場では、アフターケアで出張に出る教員の授業をどうするかという調整に追われています。 アフターケアまで学校で担う仕組みは、企業就労者が増えているなかで、持続可能な仕組みとは考えられません。アフターケアのための十分な教職員配置を行うか、卒業後のアフターケアについては、原則として地域の就労支援センター等が行うなど、関係機関の役割や連携の在り方について検討をお願いします。
45	定数・人員配置	特別支援学校の教師の専門性として、小中学校への指導・助言が提言されているが、そのための人員確保が必要。
46		小中学校でも、人配を手厚く増員し、きめ細やかな支援体制を整えるべき。
47		特別支援学級について、無学年編成ではなく、せめて2学年以内の編成にしてほしい。
48		特別支援学校、特別支援学級、通級による指導のそれぞれについて、定数措置など人的配置を充実すべき。
49		副次的な籍については、普通学級と特別支援学級及び特別支援学校で行う共同及び交流学习時に40人をオーバーすることがある現状をふまえ、普通学級の児童・生徒数と特別支援学級及び学校児童・生徒数を加味したクラス編成が必要である。何らかの定数措置が必要。

50		特別支援教育に関し、研修、教室不足、職員の給与などの面から予算を増やしてほしい。
51		通常学級の定数を減らすこと。早急に30人学級に定数を是正すべき。
52		特別支援教育コーディネーターを専任化すべき。
53		特別支援学級が一定の学級数がある学校については、特別支援学級への担任外教員の加配が必要である。
54		児童数に応じて学級数が決定する仕組みについて、児童数によって学級数が変化するのは、学校運営上、避けては通れないのかもしれないが、定数が決まっているために必要な場での学習ができなくなることはあってはならない。学校規模や児童数に応じた柔軟で弾力的な特別支援教育担当者の配置方法を検討していただきたい。
55		重度重複学級認定について、肢体不自由児特別支援学校の児童生徒の多くが重度重複児であり、重度重複学級の対象児である。このことにつき、重度重複児の規定に従って認定するよう東京都に対して指導すべき。
56		素案において、学校教育法施行令第22条の3において規定される程度の障害を複数併せ有する重複障害児に対して、重複障害児学級を設け手厚い指導を進めることができることを評価するとともに、強度行動障害のある子どもや依存度の高い医療的ケアが必要な子どもなどへの指導体制の在り方について検討を進める必要があると明記されたことを歓迎する。強度行動障害のある子どもや依存度の高い医療的ケアが必要な子どもなどについて、重度障害児の基準を明確化し、学級編成や指導体制の在り方に反映してほしい。
57		年度の途中では移動が認められず年度末まで待たなければならないことが生ずることがある。問題が生じているクラスで学び続けることは、当該児童の状況を悪化させる可能性があるため、必要であると判断された場合は、学期の途中であっても変更が可能としてほしい。この場合にクラスの定員の関係で移動が難しいとの判断も考えられるが、特別支援クラスの定員を超える場合は、教師を1名追加するなどの方法によって、年度末までは定員を超えることを認めるなど、柔軟な運用を可能とすることを検討してほしい。
58	保護者や家族への支援	特別支援教育の対象は障害児ですが、その専門性の中で保護者とともに兄弟も視野に入れていただくことが重要。
59		自閉症で児童発達支援に通園しています。そこでは家族支援があり、月に一回面談がある。小学校に進学しても家族支援があるとたすかります。
60	切れ目のない支援・教育と福祉・労働との連携	小学校通級で作り、蓄積した指導の記録や個別の指導計画が、中学校に通級指導教室がないため、誰にも引き継ぐことができず廃棄されている。中学校にも通級指導教室の設置を求める。
61		特別支援学校が担当する地域は広く、小中学校で連携や支援を受けられるのは特別支援学校の所在する地域や近隣に限られていることが現実には多い。すべての小中学校について支援を受けることができるよう、すべての市町単位など地域ごとに事例検討などの場を作り、特別支援学校、放課後デイサービスの事業者などが加わった勉強会のような場の設置を検討してほしい。
62		当該障害者の両親等の看護者が共働きの場合、現状の制度では夏休み等の学校の長期休暇への対応が難しい状況にあります。 放課後等デイサービスは、長期休暇期間は10時ごろ開始、16時ごろ終了となっており、両親ともフルタイムの就業が難しく、場合によっては離職を選択せざるを得ない状況となっております。 障害者が小学生の場合、学童保育等である程度の調整は可能なものの、中学生以上では学童保育も利用できません。 長期休暇期間中であっても両親がフルタイムの就業ができるような支援を望みます。

63		政令指定都市においては、小中学校までは市の教育委員会が管轄となっており、中学年代までの支援については充実したものになりつつあるが、高校からは県の教育委員会へと管轄が移るため、そこで連携が切れてしまう。特別支援教育についての熱意がそれぞれに異なるため、中学卒業後に高校へ進学しない子供や高校を退学した子供への連携は正直何もなされていない。少なくとも、発達の遅れを伴う子供の義務教育卒業後の追跡調査及び福祉機関との情報の引き継ぎは必要。
64	司法との連携	少年院に入っている人の3割が、支援が必要であるにもかかわらず、支援を受けていないときく。少年院でも教育、福祉の支援が受けられるとよい。
65	慢性疾患を有する子供への対応	通常学級に通う児童の中に慢性疾患・難病をかかえて特別な支援が必要な子どもたちがいること、特別支援教育の対象となる児童に障害者手帳の有無に関わらず、慢性疾患・難病などの疾患を抱えている児童も含まれることを明記してください。
66		「相談・支援体制の整備」は、福祉部局だけではなく健康部局との連携も含めてください。
67		「学びの場の検討等の支援」では、都道府県が実施主体となって行っている小児慢性特定疾病児童等自立支援事業、医療的ケア児等総合支援事業との連携を行うことを加えてください。
68		通常学級に在籍している慢性疾患・難病をもつ子どもへの支援を充実させることを加筆してください。
69		小中学校に在籍している子どもたちが自宅療養中には、柔軟にICT等を活用した学校とのつながりの継続、学習の保障を行える環境を整えることを加えてください。
70		「入院の短期化への対応」では、「病弱等の子供」に加えて「慢性疾患・難病をもつ子供などの病弱児童」としてください。
71		慢性疾患を持つような子どもが、感染症流行時などに感染予防で自宅待機せざるを得ないような場合に進級や進学への影響が懸念されます。出席日数に影響が出ないようICTを活用した授業参加などの配慮を行うことを加えてください。
72	これまでの評価	新しい時代の特別支援教育というのであれば、2007年度に特殊教育から転換して約15年間の特別支援教育について全般的評価及び問題点と課題を明確に示して提案すべき。
73	その他	障害の解消克服とありますが、障害のある人に対して今以上に頑張れと言ってるように捉えられます。
74		病気や怪我で中途障害を負った児童・生徒のきめ細かい支援が必要です。 いわゆる普通学校へ通いながら、病気・怪我により中途障害を負った子（特に、外見上後遺症の存在が分かりにくく長期的な支援が必要な高次脳機能障害児）への支援が十分でないと考えます。 学び慣れた学校で、なじみの仲間や教員と共に学び続けることができるよう、医療（リハビリテーション専門職）と養護教諭やスクールカウンセラー、及び高次脳機能障害支援拠点機関の支援コーディネーターなどと連携を強化し、児童・生徒だけでなく、保護者もケアする必要がある。
75		特別支援教育なのだから、「不登校」は対象外ということで線を引かれているのだろうが、学校に通えなくなる発達障害の子どもは数多い。特別支援も不登校も同じ子どもに起こることを理解すべき。
76		1. 特別支援教育を巡る状況と基本的な考え方 (これからの特別支援教育の方向性) 「特別支援教育を巡る状況の変化」に各教育委員会が対応していくためにも、文科省の考えを各教育現場にしっかり伝えて欲しいと思います。COVID-19感染拡大による休校中に、文科省の課長がオンライン授業を実施しなさいと配信していました。今後も直接多くの人に文科省の考えを周知できる方法でお願いしたい。
77		特別な支援を要する子供がいる保護者にアンケートを取り、どのような教育環境を望むか、分析を行うべき。
78		「支援」という言葉が多用されているが、「配慮」とすべき。「特別支援教育」との呼び方も、個別最適な学びという言い方にあわせて、例えば「個別配慮教育」というようにすべき。